



ハラスメント相談室だより

いよいよ1年の締めくくりの12月です。どのような1年だったでしょうか。ハラスメント相談室だより第16号の発行です。

ハラスメント意識チェックを実施します。

ハラスメント相談室では、ハラスメント防止の意識を啓発するために教職員を対象に毎年ハラスメント意識チェックを実施しています。今年度も新たに15問の設問を掲載しましたので、実施のほどよろしくお願いいたします。

実施方法：マイハンダイにログイン後
「ハラスメント意識チェック」のバナーを
クリックしてください。



コラム 相談員からちょっとひとこと

ハラスメント相談室では、現在8名の専門相談員が相談をお受けしています。専門相談員からの「ちょっとひとこと」を毎号コラムでお届けします。

大阪大学のハラスメント相談室でセクシュアル・ハラスメント相談だけでなく、アカデミック・パワー等ハラスメント(以下、AH・PH)相談を受けるようになってから、相談内容としてはAH・PH相談がとて多くなっています。ですが、相対的に相談件数が少ないからと言って、セクシュアル・ハラスメント自体が少なくなったということではないと思っています。どんなハラスメントも、被害を受ける側にとっては傷つき体験であることに変わりはなく、被害が深刻であればあるほど精神的ダメージも大きく、誰かに相談をするエネルギーすらなくなることもあります。ハラスメントは、職場や研究室、サークルなど身近な関係の中で起こることが多く、閉じられた関係であるために被害が長期化することもあります。

セクシュアル・ハラスメントはこうした身近で閉じられた関係性の中で起こることが多いので、「あの人がセクハラなどするはずがない」「自分の気にしすぎではないか」「誰かに話してもきくと信じて貰えない」など、身近な人にも誰にも相談できず一人で悩み、そのため被害を被害と認識するのに時間がかかることもあります。また、相手が絶大なパワー(権力)を持っている場合は、拒否することを諦めてなんとかその場をやり過ごそうとしながら、被害の中を生き延びようとする人もいます。このような状況にいる人が相談室に相談をするのは、容易いことではないと思います。

ハラスメント相談は、まずは匿名でも大丈夫です。相談者の状況を具体的に伝えていくなど対応が必要な場合は、それから名乗っていただいても良いと思います。相談者のお気持ちを確認せずに相談室(員)が勝手に周囲に働きかけることはありませんので、ご自身で被害と認識しておられなくても、まずは話しに来ていただければと思います。力関係があり逃げ場が見えない状態でおきるセクシュアル・ハラスメントは、被害を受ける側は決して悪くないのですから。

大阪大学ハラスメント相談室 (秘密厳守)

豊中地区 06-6850-5029 (ハラスメント全般)
06-6850-6006 (アカデミック・パワー等ハラスメント)
吹田地区 06-6879-7169 (ハラスメント全般)
箕面地区 072-730-5112 (ハラスメント全般)
大阪大学HP http://www.osaka-u.ac.jp/ja/for-student/ja/guide/student/prevention_sh



編集・発行 大阪大学総務部ハラスメント対策事務室
〒565-0871 吹田市山田丘1-1 Email: soumu-harassment@office.osaka-u.ac.jp